

議案第 23 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 令和元年12月12日付総行住第128号印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答の追加等について

総行住第 128 号  
令和元年 12 月 12 日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答の追加等について

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（令和元年 11 月 19 日付け総行住第 119 号）に係る質疑応答については、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答について（令和元年 11 月 19 日付け総行住第 120 号）を発出したところですが、この度、質疑応答を修正（問 1）及び追加（問 2）し、下記のとおりまとめることとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（問 1）成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請又は登録事項の修正の届出を受けた場合には、これらの申請又は届出を受け付けることができるか。

（答）成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請又は登録事項の修正の届出を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人

による申請又は届出があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、これらの申請又は届出を受け付けることとして差し支えない。

なお、成年被後見人から印鑑の登録の廃止の申請を受けた場合において、法定代理人が同行せず、又は当該成年被後見人本人による申請がないときは、当該印鑑の登録を職権で抹消することとして差し支えない。

（問 2）既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、どのように取り扱うべきか。

（答）既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内することが適当である。

担当：総務省自治行政局住民制度課  
坂場係長、川上官、濱田官  
03-5253-5517（直通）  
03-5253-5592（FAX）  
juki@soumu.go.jp（メール）